

平成21年度の保健事業等について

1. 健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るため、国、県及び市町村からの事業費の補助を受けながら、市町村に事業の実施委託を行い、健康診査を実施する。

事業の対象となる健診項目については、20年度において特定健康診査の健診項目（腹囲を除く。）とし、特定健康診査の詳細な項目については、次の表の基準に該当する者で、かつ、医師が個別に必要と判断した場合とするところである。

追加項目	実施できる条件（判断基準）	
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する又は視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査（12誘導心電図）	前年度の健康診査の結果等において、血糖、脂質及び血圧の全てについて、次の基準に該当した者	
	血糖	空腹時血糖値が100mg/dl以上、またはHbA1cが5.2%以上
	脂質	中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
	血圧	収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

しかしながら、被保険者また市町村から次のような声が聞かれ、見直しの必要性について、検討を行っている。

○被保険者からの声

「心電図もとってくれない健診なんか、もう受けない」

「昨年度の心電図の結果、毎年検査を受けるように判定を受けたのに、今年は検査項目に含まれていなくて不満である。」

○市町村（健診担当者・保健師）からの声

「栄養状態をみるためには、全員に貧血検査が必要ではないか。」

「健診後の保健指導の必要性を感じる。」

「特定健診と同項目の方が実施しやすい、混乱が生じない。」

このようなことから、21年度においては、

- ・被保険者の健康増進に積極的に取り組む必要があること
- ・被保険者の健康診査に対するニーズに充足できるものであること
- ・受診率の向上（健康診査の必要な人に受診してもらいやすい環境はどうか）に向けて、市町村と検討を行うこと

2. 健康づくり事業

被保険者のみなさんが健康で安心して過ごしていくために次の事業に取り組む。

(1) 健康づくりに対する機会の提供

① 広域連合主催の健康づくり講演会

健康づくりをテーマにした講演会を3圏域ごとに開催。

- ・開催時期 … 平成21年10月
- ・開催場所 … 東部・中部・西部の3地区
- ・対象者 … 高齢者に限定しない

② 健康増進事業の実施

当初、広域連合では、健康診査以外の保健事業については、財源が原則保険料となることから、被保険者への保険料への影響を考え、実施しないこととしていたが、本年6月に国より特別調整交付金で市町村が実施する健康づくり事業が補助対象とされたことにより、市町村が実施した当該事業に対し補助方式で実施している。国は21年度についても補助事業として継続する方向であり、市町村が行う健康づくり事業に経費を助成し、被保険者の健康な生活を充実したものなるように役立ててもらおう。

【対象事業】

- ・健康に関するリーフレットの提供
- ・保健師等による健康相談
- ・適正受診促進のための訪問指導
- ・スポーツ大会、レクリエーション運営費の助成
- ・その他、健康増進のための事業について、経費を助成する。

(2) 健康についての相談体制

- ・かかりつけ医についての周知・啓発

かかりつけ医を持つことによって、病気を含め心身全体の状況などを把握してもらいながら適切な治療のアドバイスを受けることにより「生活を支える医療の提供」を受けられるメリットを周知していく。

- ・市町村との連携

健診結果など、被保険者から健康について相談があった場合の対応について、市町村の住民の健康管理の立場から取り組んでいただいているが、広域連合から必要な情報提供を行うなど、市町村との連携を強める取り組みを行う。

3. 医療費適正化事業

(1) 適正受診に関する啓発・教育

- ・医療費通知の実施

20年度については、医療費がどれだけ使われているか等、医療制度をより深く知っていただくため医療費の額等のお知らせを2月（11月分）に実施予定。21年度については、年2回（前期、後期）通知予定。

- ・後発医薬品の使用促進等のための普及・啓発

平成20年度について、後発（ジェネリック）医薬品の使用促進等に関する普及啓発活動を実施することとしているが、21年度についても引き続き実施

予定。

(2) レセプト点検

20年度については、約18万枚(月)を対象に、①医科・歯科・調剤レセプトの単月点検及び縦覧点検②医科・調剤レセプトの突合点検③第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出等を委託(国保連合会)により実施している。21年度についても20年度と同様の内容で実施予定。

(3) データ分析事業

事業統計、疾病分類等、必要な分析を行い、医療費適正化事業並びに保健事業の推進を行う。